

環境省告示第 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三条及び第六条の規定に基づき、環境大臣が定める方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

(案)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

1 ジメチルスルホキシドによる抽出後、前処理に、硫酸及びシリカゲルカラム又は多層シリカゲルカラムを使用し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方

法

- 2 前処理に、多層シリカゲルカラム又は硫酸及び多層シリカゲルカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法
- 3 前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法
- 4 前処理に、硫酸及びジビニルベンゼン メタクリレートポリマーカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法
- 5 前処理に、ゲル浸透クロマトグラフ及び多層シリカゲルカラムを使用し、キャピラリーカラムガスクロマトグラフ電子捕獲検出器によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法
- 6 揮発性溶媒で希釈し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法
- 7 前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、ガスクロマトグラフ三連四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

法

8 前処理に、硫酸及びスルホキシドカートリッジを使用し、負イオン化学イオン化質量分析計によりポリ塩化ビフェニルを測定する方法

9 前処理に、多層シリカゲルカラム及びアルミナカラムを使用し、抗ポリ塩化ビフェニルモノクロール抗体及び抗原固相化ビーズを用いた結合平衡除外法を利用してポリ塩化ビフェニルを測定する方法